

長野県住宅審議会における専門委員会設置について（案）

公営住宅室

1 目的

県内の住宅セーフティネットとなる公的賃貸住宅等の長期に亘る確実な供給を可能とするため、長野県住宅審議会に「公営住宅のあり方」等について審議する専門委員会を設置する。

2 専門委員会（案）

6名 <学識経験者1名、審議会委員2名（住宅流通、福祉）、市町村代表2名、施設管理者1名（長野県住宅供給公社）>

任期：2カ年

3 事業内容（審議予定）

- 県営及び市町村営住宅のあり方、効果的・効率的な供給等について審議
(7・11・3月頃の3回/年 予定)

<参考：スケジュール>

R3年度・・・管理運営に関する市町村アンケートの実施（3月頃）

R4年度・・・長野県住宅審議会専門部会にて検討（7・11・3月頃の3回程度）
市町村等との協議（第一・二回）意見交換（8月頃・12月頃）

R5年度・・・市町村等との協議（三回）意見交換（4月頃）
長野県住宅審議会（専門部会）より答申（6月頃）
市町村との協定締結（8月頃）